

調理師の皆様へ

飲食店や給食施設等に従事している調理師は
調理師法 第5条の2の定めにより
2年ごとに就業の届出をすることが義務付けられています。

近年、国民の食生活における外食依存の傾向が高まり、飲食店等において調理の業務に従事する調理師の皆様の『食生活にかかわる役割』が非常に重要となっています。

このため、調理師の資質の向上を目的とする研修や新しい情報の提供などが円滑に実施できるよう、調理師法の一部が改正され、平成6年度から届出制度が実施されています。

法律の趣旨を十分にご理解いただき、調理師業務従事者届を提出してくださるようお願いいたします。

なお、この届出の受理事務は埼玉県が一般社団法人 埼玉県調理師会に委託して行っております。

記入上のお問い合わせは、下記までお願いいたします。

届出用紙設置： 保健所・（一社）埼玉県調理師会に用意してあります。
また、（一社）埼玉県調理師会ホームページからもダウンロードできます。

届出対象者： 裏面に記載した場所で働く調理師の方

記入時点： 平成30年12月31日における状況

提出期限： 平成31年1月15日（火）必着

届出先： 一般社団法人 埼玉県調理師会

（郵送・持参の場合）〒330-0063

さいたま市浦和区高砂4-4-17 食環センタービル4階

（電子メールの場合）sai-chou@agate.plala.or.jp

（FAXの場合）048-711-2637

問い合わせ： 一般社団法人 埼玉県調理師会

電話 048-862-6443

月曜～金曜日（祝日及び平成30年12月28日から平成31年1月3日
までを除く）10時～16時

個人情報の取り扱いについて

お預かりしたデータは届出以外には利用しません。

詳しくはホームページでご覧下さい。

<http://saitama-chorishikai.chorishi-navi.jp/>

(埼玉県指定届出受理機関) 一般社団法人 埼玉県調理師会
厚生労働省・公益社団法人 日本調理師会